4	望月寛	囉子	70
5	作田寿久	亀井六郎	559
6	吉原千明	女童	70
7	大森美佐	侍女	140
8	鈴木芳樹	平家の亡霊	70
9	雑魚亭遊介	平家の亡霊	70
10	沢由起	平家の亡霊	70
11	本多由佳	侍女	70
12	小見山美由紀	侍女	70
13	石川恭代	侍女	70
14	猿橋恵	侍女	70
15	宮田智絵	侍女	70
16	伊東景衣子	澄	210
17	杵屋佐登代	謡	350
計			2,379

○文化庁告示第三十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年二月六日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年四月十七日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「井上保三郎翁出世録」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　群馬県高崎市上中居町六八四　株式会社グラスロード社（代表取締役　大澤博史）

三　利用方法　著作物を一、〇〇〇部複製し、高崎市内の小中学校等に無償で譲渡する。

四　補償金の総額　一六、二〇〇円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：書籍（冊子）として複製

著作者	使用料額（税抜・単位：円）	消費税額	補償金の額（税込・単位：円）
一文字欽也	12,000	960	12,960
山口譲哉	3,000	240	3,240
計			16,200

○文化庁告示第三十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年二月六日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年四月十七日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区永田町一丁目十番一号　国立国会図書館（館長　羽入佐和子）

三　利用方法　「国立国会図書館デジタルコレクション」のコンテンツとして平成二十九年五月一日から二年間、以下の方法により利用する。

①　電子化した画像データを、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに送信可能な状態で複製する。

②　利用者の求めに応じて、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに登録した画像データを国立国会図書館の施設外において無償で閲覧に供するため、インターネットを通じて公衆送信する。

③　公衆送信された画像データを、利用者の端末において一時的に複製する。なお、利用者の意思に基づき送信された著作物をダウンロード、印刷等の方法により利用することは含まない。

④　必要に応じて、一著作物ごとに一年間を単位として利用期間を延長する。

四　補償金の総額　①、②および③の利用方法　二、四七七、四一二円

④の利用方法　一著作物につき、一年間二八円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

【利用方法】

(1)　電子化した画像データを、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに送信可能な状態で複製する。

(2)　利用者の求めに応じて、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに登録した画像データを国立国会図書館の施設外において無償で閲覧に供するため、インターネットを通じて公衆送信する。

(3)　公衆送信された画像データを、利用者の端末において一時的に複製する。なお、利用者の意思に基づき送信された著作物をダウンロード、印刷等の方法により利用することは含まない。

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	利用年数	補償金額（税込・単位：円）	追加申請する場合の1年あたりの補償金額（税込・単位：円）
000001	山田村郷土誌	安達儀一郎	言語	2	56	28
000002	易占的中秘法	伊藤恭斎	言語	2	56	28
000003	和漢法書展覧会記念帖	伊藤蘭溪	書	2	56	28
000004	名将武田信玄	稲垣稲村	言語	2	56	28
000005	土屋米吉渡米之顛末	影山勝	言語	2	56	28